

矢板市家族介護慰労金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護高齢者及び介護保険の2号被保険者であって特定疾病に該当する者（以下「要介護高齢者」という。）を介護している家族に対し、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給し、介護者の労をねぎらい、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、福祉の向上を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この事業の支給対象者は、本市に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）において、要介護度4若しくは5又は要介護者で疾病により臥床の状態にあり、食事、入浴、排泄等日常生活において、常時介護を必要とし、若しくは認知症の状態にあり、日常生活において、常時介護を必要とし、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には介護保険の要介護認定と同じ方法を利用して、要介護度4若しくは5に相当するものと判断される市民税非課税世帯の在宅要介護高齢者であって、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ利用を除く。）を受けなかった者を現に介護している家族で要介護高齢者と同居しており主に介護に当たっている者とする。ただし、家族が要介護高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住して事実上同居に近い形で介護に当たっている場合等は、事情に応じて市長が認めるものとする。

2 過去1年間とは、要介護度4又は5の認定の効力が発生した日から1年間とする。

(支給申請)

第3条 慰労金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市家族介護慰労金支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請書に基づき要介護高齢者の過去1年間の介護保険サービスの利用状況、家庭状況を調査し、支給対象者であるか否かを決定するものとする。

3 前項の規定により慰労金の支給を決定又は却下したときは、矢板市家族介護慰労金支給決定・却下通知書（別記様式第2号）により該当申請者にその旨を通知するものとする。

(慰労金の額及び支給方法)

第4条 慰労金の額は、要介護高齢者1人につき年額100,000円とする。

2 慰労金の支給は、第2条第1項の支給対象者に対し、決定された日から40日以内に支給するものとする。

(慰労金の返還)

第5条 市長は、偽りその他の不正な行為により慰労金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給した慰労金を返還させることができる。

(支給台帳の整備)

第6条 市長は、慰労金の支給状況等を明確にするため、矢板市家族介護慰労金支給台帳(別記様式第3号)を整備するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。